# V 予 防 行 政

# 1. 防火管理制度

# (1) 防火対象物と防火管理者

令和4年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、36,643件である。 なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消 防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況 は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財) 奈良県防災安全協会が実施 している。

# 防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

令和4年4月1日現在

		防火管理実施	防 火 管 理 者	選任率	消防計画作成	作成率
		業務対象物数	選任対象物	(%)	済防火対象物	(%)
1-1	劇場等	29	28	96. 6	27	93.1
1-p	集 会 場 等	1, 139	669	58. 7	613	53.8
2-1	キャバレー等	1	1	100.0	0	_
2-p	遊 技 場 等	60	55	91. 7	50	83.3
2-1	性風俗関連特殊営業等	0	0	_	0	_
2-=	カラオケボックス等	16	15	93.8	13	81.3
3-1	待 合 · 料 理 店 等	4	4	100.0	4	100.0
3-11	飲 食 店	786	541	68.8	449	57.1
4	百貨店・マーケット	992	767	77.3	673	67.8
5-1	旅館・ホテル	460	439	95. 4	415	90.2
5-p	共 同 住 宅 等	1, 378	969	70.3	844	61.2
6-1	病 院 等	171	147	86.0	137	80.1
6-p	社 会 福 祉 施 設 等	430	402	93.5	386	89.8
6-ハ	老人デイサービスセンター等	443	417	94. 1	392	88.5
6-=	幼 稚 園 等	131	128	97. 7	118	90.1
7	学校	401	388	96.8	354	88.3
8	図 書館 等	51	45	88.2	41	80.4
9-1	蒸 気 浴 場	6	5	83.3	5	83.3
9-п	他 の 公 衆 浴 場	25	21	84.0	18	72.0
10	停 車 場	4	4	100.0	3	75.0
11	神社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	236	171	72. 5	148	62.7
12-1	工 場 ・ 作 業 場	296	244	82. 4	207	69.9
12-р		2	2	100.0	2	100.0
13-√	駐 車 場	3	1	33. 3	1	33.3
13-р	格 納 庫	0	0	_	0	_
14	倉 庫	48	36	75.0	33	68.8
15	事務所等	886	702	79. 2	608	68.6
16-1	7	2,005	1, 274	63. 5	1, 080	53.9
16-p		270	193	71.5	156	57.8
16/2		0	0	_	0	_
16/3		0	0	_	0	_
17	文 化 財 建 造 物	62	59	95.2	57	91.9
18	アーケード	0	0	_	0	_
	計	10, 335	7, 727	74.8	6, 834	66.1

## (2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

#### 特定防火対象物の消防用設備設置状況

令和4年4月1日現在

		自重	b 火 災 報 矢	印器	スフ	プリンクラ	<b>ラ</b> ー	屋	内 消 火	栓
		计色粉	設及 特例 置	違反数	対象数	設 及 例 置	違反数	対象数	設 及 例 置	違反数
1-1	劇場等	36	36	0	3	3	0	23	23	0
1-p	集 会 場 等	415	415	0	12	12	0	82	81	1
2-1	キャバレー等	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2-п	遊 技 場 等	76	76	0	5	5	0	22	22	0
2-1	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-=	カラオケボックス等	20	20	0	0	0	0	4	4	0
3-1	待 合 ・ 料 理 店 等	7	7	0	0	0	0	0	0	0
3-п	飲 食 店	321	319	2	0	0	0	10	10	0
4	百貨店・マーケット	796	795	1	104	104	0	127	127	0
5-1	旅館・ホテル	1, 120	1, 116	2	21	21	0	298	298	0
6-1	病 院 等	343	343	0	82	82	0	45	45	0
6-p	社 会 福 祉 施 設 等	649	649	0	610	610	0	33	33	0
6-ハ	老人デイサービスセンター等	742	742	0	44	44	0	61	61	0
6-=	幼 稚 園 等	238	238	0	2	2	0	30	30	0
9-1	蒸 気 浴 場	6	6	0	0	0	0	5	5	0
16-1		2, 121	2, 103	18	154	154	0	227	225	2
	計	6, 891	6,866	23	1,037	1,037	0	967	964	3

## (3) 防炎物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防炎物品を使用することが義務づけられている。

## 防炎防火対象物の防炎物品使用状況 (延べ面積150㎡以上)

令和4年4月1日現在

		対 象	カ -	- テ :	/ 等	じゅ	うた	ん 等	合		板
		施設数	使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用
1-4	劇場等	41	29	70.7	12	22	53.7	19	6	14.6	35
1-p	集 会 場 等	899	536	59.6	363	396	44.0	503	149	16.6	750
2-1	キャバレー等	1	0	_	1	0	_	1	0	_	1
2-р	遊 技 場 等	83	44	53.0	39	37	44.6	46	12	14.5	71
2-1	性風俗関連特殊営業等	0	0	_	0	0		0	0		0
2-=	カラオケボックス等	20	8	40.0	12	9	45.0	11	2	10.0	18
3-1	待 合 · 料 理 店 等	9	3	33.3	6	2	22.2	7	1	11. 1	8
3-п	飲 食 店	747	368	49.3	379	241	32.3	506	128	17. 1	619
4	百貨店・マーケット	1, 412	670	47.5	742	414	29.3	998	215	15.2	1, 197
5-1	旅館・ホテル	712	555	77. 9	157	515	72.3	197	139	19.5	573
6-1	病 院 等	613	399	65.1	214	297	48.5	316	86	14.0	527
6-p	社会福祉施設等	614	456	74.3	158	361	58.8	253	132	21.5	482
6-1	老人デイサービスセンター等	915	597	65.2	318	467	51.0	448	201	22.0	714
6-=	幼 稚 園 等	263	174	66.2	89	110	41.8	153	33	12.5	230
9-1	蒸 気 浴 場	7	3	42.9	4	3	42.9	4	0		7
12-p	ス タ ジ オ	3	2	66.7	1	2	66.7	1	1	33.3	2
16-1	特定複合用途施設	1, 352	515	38. 1	837	372	27.5	980	46	3.4	1, 306
16-p	一般複合用途施設	53	17	32.1	36	10	18.9	43	1	1. 9	52
	高 層 建 築 物	50	41	82.0	9	39	78.0	11	27	54.0	23
	計	7, 794	4, 417	56.7	3, 377	3, 297	42.3	4, 497	1, 179	15. 1	6,615

※未使用には、防炎物品の使用の有無が不明であった場合を含む。

### (4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

令和4年4月1日現在

		点検を要する	防火対象物数	点検基準適合	防火対象物数	認定用件適合 (特例	
		1号 (300人以 上)	2号 (特定1階 段)	1号 (300人以 上)	2号 (特定1階 段)	1号 (300人以 上)	2号 (特定1階 段)
1-1	劇場等	22	1	6	0	4	0
1-p	集 会 場 等	240	5	57	0	1	0
2-1	キャバレー等	0	1	0	0	0	0
2-р	遊 技 場 等	37	5	11	2	4	0
2-1	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0
2-=	カラオケボックス等	4	1	1	1	0	0
3-1	待 合 · 料 理 店 等	0	0	0	0	0	0
3-¤	飲 食 店	5	21	0	1	0	0
4	百貨店・マーケット	190	17	96	2	19	0
5-1	旅館・ホテル	133	50	56	12	8	6
6-1	病院等	38	19	13	4	2	0
6-p	社 会 福 祉 施 設 等	11	9	3	5	1	1
6-1	老人デイサービスセンター等	18	9	4	2	0	0
	幼 稚 園 等	7	0	2	0	0	0
9-1	蒸 気 浴 場	5	0	1	0	0	0
16-1	特定複合用途施設	275	87	71	21	9	0
	計	985	225	321	50	48	7

## (5)消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県 防災安全協会に委託して実施している。

## 消防設備士試験実施状況

(単位:人)

	甲種						乙種									
		特	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	計	1 類	2類	3 類	4 類	5類	6 類	7類	計
令和2年度	受験者数	20	215	70	85	361	90	841	38	9	23	159	23	480	111	843
7 和 2 平及	合格者数	0	58	36	26	120	30	270	19	6	9	55	9	197	71	366
△ ₹□ 9 左 庄	受験者数	58	385	132	133	586	135	1, 429	71	30	38	200	39	653	184	1, 215
令和3年度	合格者数	15	135	39	46	218	60	513	19	13	14	84	15	299	112	556

#### 2. 危険物の規制

#### (1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵や取り扱いをしてはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければないことになっている。

## 危険物施設数 (設置許可施設数)

各年3月31日現在

											, -, ,	
	製造所		貯	蔵 所	蔵 所 数			取 扱 所 数				事業所
	数	屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計	計	尹未別
令和2年度	38	500	207	669	317	1, 693	474	11	371	856	2, 587	1,498
令和3年度	37	504	204	650	322	1,680	464	10	363	837	2, 554	1,478
令和4年度	36	499	203	629	314	1,645	459	10	354	823	2, 504	1,445

## (2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、(一社)奈良 県防災安全協会に委託して実施している。

## 危険物取扱者試験実施状況

(単位:人)

		甲種		乙    種								
		中 俚	1種	2種	3種	4種	5種	6種	計	丙種	合計	
令和2年度	受験者数	157	94	96	113	1,993	112	97	2, 505	93	2, 755	
7和2平及	合格者数	66	66	68	84	765	85	74	1,142	61	1, 269	
△和9年度	受験者数	187	101	98	113	2,219	133	109	2,773	115	3, 075	
令和3年度	合格者数	76	79	72	85	839	96	88	1,259	72	1, 407	

## (3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	令和2年度						令和3年度					
	立入検査						立入検査					
			施	設	数	延べ回数	施	設	数	延べ回数		
製	造	所			16	16			13	15		
貯	蔵	所			612	621		5	05	529		
取	扱	所			333	339		2	273	274		
	計				961	976		7	91	818		

## 3. 火災予防運動

## (1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

	全 国 火 災 予	· 防 運 動 令和4年度
	期間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日~15日	「お出かけは マスク戸締まり 火の用心」
文化財防火デー	1月26日	「みんなで 守ろう 文化財」
春季全国火災予防運動		「お出かけは マスク戸締まり 火の用心」
全国山火事予防運動	3月1日~7日	「火の確認 山を愛する あなたのマナー」
車 両 火 災 予 防 運 動		

#### (2)婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、令和4年4月1日現在、35組織が結成され、クラブ員数は1,480人である。

## (3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、令和4年5月1日現在、少年消防クラブは、2クラブ結成されており、クラブ員数は39人である。また、幼年消防クラブは、122クラブ結成されており、クラブ員数は6,263人である。